

議長・副議長など選出 新しい議会体制整う



中島 健一
副 議 長



長野 良三
議 長

第二回定例会初日の六月六日(金)に、議長、副議長をはじめ議会役員の変更を行いました。また、各常任委員会や議会運営委員会等の委員も選任し、議会の新しい体制が整いましたので、紹介します。

議長 長野 良三
副議長 中島 健一
阪神水道企業団議会議員 田原 俊彦
監査委員(議会選出) 都筑 省三
各常任委員会(左に掲載)

人事案件

六月六日(金)には、市長から次の人事案件の議案の提出があり、審議の結果、同意しました。(敬称略)

議会運営委員会
委員長 山村 悦三
副委員長 畑中 俊彦
委員 助野 直彦
徳田 直彦

インターネットで 委員会記録検索

このたび、平成15年6月開催分からの委員会記録も、インターネットでの閲覧が可能になりました。詳しくは、芦屋市議会のホームページをご参照ください。

▽山本 彼一郎(やまもと ひいちろう) 山手町在住

総務常任委員会



民生文教常任委員会



都市環境常任委員会



付議事件の審議結果

議案番号欄「議提」とあるのは、議員提出議案。

議案番号	件 名	結 果
報1	市税条例の一部改正	承認(6/26)
報2	保健センター設置管理、休日応急診療所条例の一部改正	承認(6/26)
報3	20年度市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)	承認(6/26)
42	監査委員の選任	同意(6/6)
43	市税条例の一部改正	可決(6/26)
44	市手数料条例の一部改正	可決(6/26)
45	市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決(6/26)
46	市国民健康保険条例の一部改正	可決(6/26)
47	市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	可決(6/26)
48	20年度一般会計補正予算(第1号)	可決(6/26)
49	地方独立行政法人市立芦屋病院定款について	継続審査(6/26)
50	市指定金融機関の指定	可決(6/6)
51	監査委員の選任	同意(6/6)
議提9	芦屋市議会委員会条例の一部改正	可決(6/6)
議提10	災害援護資金償還期限の再延長などに関する意見書	可決(6/26)
議提11	消費者金融会社等に対する金融庁の指導を求める意見書	可決(6/26)
議提12	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書	可決(6/26)
請願10	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択の請願	継続審査(6/26)
請願12	芦屋病院と地域医療に関する請願書	不採扱(6/26)
請願13	後期高齢者医療制度に関する請願	不採扱(6/26)
請願14	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書	採扱(6/26)
請願15	後期高齢者医療制度の廃止を求める請願書	みなし不採扱(6/26)
請願16	後期高齢者医療制度の廃止の意見書の提出を求める請願	みなし不採扱(6/26)

可決した意見書(要旨)

災害援護資金に係る償還期限の再延長及び償還免除要件の拡大を求める意見書

災害援護資金貸付金は、本市においても約2,800件、総額約67億円の貸付けが実施され、震災からの復興に大きな役割を果たしたところである。その後、この貸付金の償還については、当初の法定償還期限が政令改正により平成18年度から5年間の延長が認められ、その間、本市においても、引き続き未償還者の生活実態に応じた個別指導、さらには償還義務者に対する法的措置を講じる等、積極的な回収努力を行ってきたところであるが、借受人の高齢化や傷病等による償還能力の低下も重なり、少額償還者をはじめとする未償還者の平成23年度の法定期限内の完済は極めて困難な状況にある。政府におかれては、災害援護資金貸付金に係る償還期限の再延長の措置を講ぜられるよう強く要望する。あわせて、現行の償還免除要件についても、借受人が死亡又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けた場合にのみ免除することが可能であるとされておりきわめて限定されたものとなっているところであるが、借受人及び連帯保証人に係る自己破産、所在不明、生活保護、認知症等についても対象とできるよう償還免除要件の拡大を強く要望するところである。

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

消費者金融会社等に対する金融庁の適切な指導を求める意見書

近年、多重債務者が消費者金融会社や信販会社等の貸金業者に支払った「過払い金」が問題になっている。最高裁判所は、2006年1月、利息制限法の上限金利と出資法の上限金利との間の金利分について「借り手の意思で払ったものではない」との判断を示し、その後、各地で「過払い金」の返還請求訴訟が相次いでいる。こういった状況の中、本市は他に先んじて税収確保の観点からこの問題に取

り組んでいるところであるが、この取り組みは、市税等の滞納整理を進める上で、多重債務者の滞納市税等を解消し、合わせて滞納者の生活改善、再生に寄与することになり、結果として多重債務者の救済にも繋がると考える。しかしながら、地方自治体等が、滞納者でもある多重債務者の取引先の消費者金融会社等に取り引履歴等の照会を行った場合、業者はその回答を必要以上に引き延ばすケースがほとんどである。金融庁は多重債務問題改善プログラムの中で、「多重債務者への対応は自治体自らの責務」との意識を持ち自ら主体的に相談窓口における積極的な対応を行うことが望まれるとし、多重債務者救済における地方自治体の役割を重要視しているところである。地方自治体等が、消費者金融会社等に対し市税等滞納者の取引履歴等の照会を行った際には、国税徴収法、地方税法並びに貸金業法の主旨に基づいて早期回答の実施等、適切な指導を金融庁に求めるところである。

提出先：金融庁長官、総務大臣

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育は、国民としての必要な基礎的資質を培うものであり、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上を図ることは国の責務である。義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保障」の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度である。しかし、国庫負担割合が2分の1から3分の1に縮小され、地方交付税削減の影響もあり、厳しい地方財政の状況などから全国的な義務教育水準の維持向上が危惧されている。政府におかれては、国の責任において、また地方財政を圧迫させないためにも義務教育費国庫負担制度は国庫負担率を2分の1に復元するとともに堅持すること並びに次期教職員定数改善計画を実施されるよう強く求めるものである。

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、内閣府長官